

(資料1)

## ○給水管及び給水用具の指定について

このことについて、藤崎町水道事業給水条例第8条の規定に基づき、下記のとおり指定する。

(口径)

第1条 給水管の口径決定に当たっては、同時使用率を考慮して決定すること。

(給水管)

第2条 分岐箇所からメーターまでの給水管に使用される材料は、次のとおりとする。

1. 給水管の口径が40mm以下の場合、配水用ポリエチレンパイプもしくは、ポリエチレン2層管としする。なお、ポリエチレン2層管は、公道内での継手は認めない。
2. 給水管の口径が50mm以上の場合、配水用ポリエチレンパイプもしくは、ダグタイル鑄鉄管とする。

(給水管埋設の深さ)

第3条 給水管の埋設深さは、次のとおりとする。

1. 車道及び歩道部分においては、120cm以上又は道路管理者の指示に従うこと。
2. 私道内は60cm以上、宅地内は50cm以上とすること。
3. 給水管が水路等を横断する部分は、管理者(土地改良区等)の承諾を得ること。

(分岐)

第4条 配水管からの分岐材料等については、次のとおりとする。

1. サドル付分水栓又は割丁字管を使用すること。
2. 配水管より給水管を分岐する場合は、原則として不断水工法により行うものとする。
3. 分岐口の口径は、20mm以上とする。
4. 分岐口径が30mm以下の場合サドル付分水栓により、口径が40mm以上の場合割丁字管により分岐すること。
5. 分岐箇所相互の間隔は、30cm以上離すこと。
6. 異形管及び継手より分岐しないこと。

(止水栓)

第5条 止水栓の材料等については、次のとおりとする。

1. 道路境界より1m以内に親止水栓を設置すること。
2. 給水管の口径が25mm以下の場合、ボール式止水栓を使用すること。  
(親止水栓：ボール式乙止水栓 子止水栓：ボール式丙止水栓)
3. 給水管の口径が40mm以下の場合、青銅製バルブを使用すること。  
(親バルブ：角ハンドル 子バルブ：丸ハンドル)
4. 給水管の口径が50mm以上の場合、仕切弁(水道用ソフトシール：左開)を使用すること。  
(旧常盤村地区については水道用ソフトシール：右開)  
また、仕切弁の下には、沈下を防止するため基礎工事を施工すること。

(メーターの設置位置)

第6条 メーターは、町が貸与したものを使用し、次の定めに基づき設置すること。

1. メーターは、原則として給水管と同口径のものを使用し、親止水栓から50cm以内で水平に設置すること。
2. 事業所、アパート等に設置するメーターは地上式(隔測式)とし、冬期間の検針がしやすい場所に設置すること。
3. メーターBOXは原則として土中に設置すること。 検針のしやすい場所に設置し、車等の通行し

ない場所に設置すること。車等の通行する場所に設置する場合は対圧のBOXを使用すること。また、BOXはメーター交換の時、作業が容易にできるサイズを設置すること。特に敷地内をコンクリートやアスファルト舗装する場所に設置する場合は余裕のあるBOXを設置すること。

(その他)

第7条 その他の給水装置については、次のとおりとする。

1. 凍結を防止するため、給水装置の露出部等には防寒装置を設置すること。
2. 特に水が逆流するおそれのある場所については、逆止弁等を設置すること。  
(工場、飲食店、共同住宅、公共施設、家畜飼育場、農耕用ハウス等)

この指定は、平成17年4月1日から適用する。

(資料2)

○給水装置工事の申請について

1. 給水装置工事施工承認申請書(2部提出)

1) 用語の定義について

○「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕(給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事。

○「新設」とは、新たに給水装置を設けること。(建築基準法の「新築」に該当する。)

○「改造」とは、配水管からの分岐箇所、分岐口径又はメーター口径、配管位置、給水栓の位置、管径又は管種を変更するなど、給水装置全部又は一部を取り替えること。

(建築基準法の「改築」、「増築」に該当する。)

○「修繕」とは、給水装置を修理すること。

なお、軽微な変更とは、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替をいい、配管を伴わないものに限られる。

○「撤去」とは、給水装置の全部又は一部を撤去すること。

2) 使用材料については、次の基準適合品とする。

①. 適合が明確な製品(JIS、JWWA表示品)

②. 第三者認証品

③. 自社で基準適合を証明する製品

④. その他町が指定した材料

3) 申請書に添付する書類は次のとおりとする。

①. 使用材料一覧表(製造メーカーを必ず記入すること。)

②. 位置図(住宅地図を使用すること。)

③. 平面図、立面図

4) 利害関係人の同意書等について

①. 「他の給水管より分岐の際その所有者の承諾」(他人の給水装置から分岐しようとするとき)

②. 「土地家屋所有者の承諾」

(他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき。)

5) その他

大規模な建築物の給水装置工事については、事前に上下水道課と協議すること。

2. 給水装置工事完成届

1) 完成届に添付する書類は次のとおりとする。

①. 使用材料一覧表(精算数量記載)

②. 位置図(住宅地図を使用すること。)

③. 竣工図(平面図等)

④. 止水栓及びメーター位置のオフセット図(アパートについては、部屋の番号を記入した図面)

2) 完成検査の実施については、次のとおりとする。

①. 随時行う(水圧試験及び現場確認)

②. 給水装置工事の完成検査には、工事申請書に記載の主任技術者が必ず立ち会うこと。

(資料3)

○工事の施工方法について

1. メーターの取付等について

- ①. 既設が13mmで分岐されている場合は、20mm以上で分岐すること。
- ②. 事業所及びアパートについては、地上式(隔測式)メーターを設置する。  
なお、受信機の取付位置等について、事前に町と協議すること。
- ③. メーターまずは、コンクリートで四方を覆わないこと。  
ただし、特別な理由による場合は、凍結防止対策(電熱防寒帯等)により処理すること。

2. 町職員の立会について

- ①. 分岐口のせん孔
- ②. 給水装置の耐圧試験(水圧1.75MPa、保持時間2分以上)

3. メーターの支給について

メーターは、次の書類と引き替えで交換する。

1). 「新設」の場合

(臨時用の場合の提出書類)

- |                      |    |
|----------------------|----|
| ①. 給水装置工事完成届(添付書類含む) | 1部 |
| ②. 水道使用開始届           | 1部 |
| ③. 水道メーター保管証         | 1部 |

(本設用の場合の提出書類)

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| ①. 給水装置工事完成届(添付書類含む)     | 1部 |
| ②. 水道使用開始届(位置図添付)        | 1部 |
| ③. 水道メーター保管証             | 1部 |
| ④. 水道使用中止届(臨時用メーター分)     | 1部 |
| ⑤. 水道メーター撤去申請書(臨時用メーター分) | 1部 |
| ⑥. 既設メーター                |    |

2). 「改造」の場合(口径変更)

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| ①. 給水装置工事完成届(添付書類含む)    | 1部 |
| ②. 水道使用開始届              | 1部 |
| ③. 水道メーター保管証            | 1部 |
| ④. 水道使用中止届(既設メーター分)     | 1部 |
| ⑤. 水道メーター撤去申請書(既設メーター分) | 1部 |
| ⑥. 既設メーター               |    |

3). 既設メーターを撤去する場合の提出書類

- |                |    |
|----------------|----|
| ①. 水道メーター撤去申請書 | 1部 |
| ②. 既設メーター      |    |

4). 漏水箇所を依頼された場合の提出書類

- |                  |    |
|------------------|----|
| ①. 漏水箇所修理報告書     | 1部 |
| ②. 写真(漏水状況、修理完了) |    |